

## 曹植「黄初六年令」(『曹集詮評』巻8)

令、吾昔以信人之心無忌於左右、深為東郡太守王機防輔吏倉輯等任所誣白、獲罪聖朝。身輕於鴻毛、而謗重於太山。頼蒙帝王天地之仁、違百師之典議、舍三千之首戾、反我旧居、襲我初服、雲雨之施焉有量哉。反旋在国、撻門退掃、形景相守、出入二載。機等吹毛求瑕、千端万緒、然終無可言者。及到雍、又為監官所挙、亦以紛若、於今復三年矣。然卒歸不能有病於孤者、信心足以貫於神明也。昔熊渠李広、武癸石開、鄒子囚燕、中夏霜下、杞妻哭梁、山為之崩、固精神可以動天地金石、何況於人乎。今皇帝遙過鄙国、曠然大赦、与孤更始。欣笑和楽以歡孤、隕涕咨嗟以悼孤。豊賜光厚、資重千金、損乘輿之副、竭中黄之府、名馬充廄、驅牛塞路。孤以何徳、而当斯恵、孤以何功、而納斯祝。富而不吝、寵至不驕者、則周公其人也。孤小人爾、身更以榮為戚。何者、將恐簡易之尤出於細微、脱爾之愆一朝復露也。故欲修吾往業、守吾初志。欲使皇帝恩在摩天、使孤心常存入地。將以全陛下厚德、究孤犬馬之年。此難能也、然孤固欲行衆人之所難。詩曰、徳輶若毛、民鮮克挙之、此之謂也。故為此令、著於宮門。欲使左右共觀志焉。

令す、吾は昔 人を信ずるの心を以て左右を忌む無きも、深く東郡太守王機・防輔吏倉輯等の任(枉)げて誣白する所と為り、罪を聖朝に獲たり。身は鴻毛よりも軽く、而して謗りは太山よりも重し。頼(さいは)ひに帝王が天地の仁を蒙りて、百師の典議に違ひて、三千の首戾を舍(ゆる)して、我を旧居に反し、我を初服に襲(よ)らしむ、雲雨の施しに焉んぞ量(かぎ)り有らんや。反旋して国に在り、門を撻(とぎ)して退掃し、形景相守り、出入すること二載なり。機等は毛を吹きて瑕を求め、千端万緒、然して終に言ふ可き者無し。雍に到るに及びて、又監官の挙ぐる所と為り、亦た以て紛若たること、今に於いて復た三年なり。然して卒(つひ)に孤[自身]に病[罪]有らしむること能はざるに歸するは、信心以て神明を貫くに足ればなり。昔熊渠・李広は、武もて石を癸して開かしめ、鄒子は燕に囚はれて、中夏に霜下り、杞妻は梁を哭して、山は之が為に崩れたるは、固より精神の以て天地金石を動かしむ可きなり、何ぞ況んや人に於いてをや。今 皇帝は遙かに鄙国に過り、曠然として大赦し、孤と更始す。欣笑和楽して以て孤を歡ばしめ、涕を隕とし咨嗟して以て孤を悼む。豊賜は光厚にして、資重は千金、乘輿の副を損なひ、中黄の府を竭くし、名馬は廄に充ち、驅牛は路に塞つ。孤は何の徳を以てか、斯の恵みに当たり、孤は何の功を以てか、斯の祝(たまもの)を納れん。富みて吝ならず、寵至りて驕らざる者は、則ち周公其の人なり。孤は小人なれば、身(深?)は更に榮を以て戚(うれ)へと為す。何となれば、將に簡易の尤は細微に出で、脱爾の愆は一朝にして復た露はるるを恐れんとすればなり。故に吾が往業を修め、吾が初志を守らんと欲す。皇帝が恩をして天に摩するに在らしめ、孤が心をして常に地に入るに存せしめんと欲す。將に陛下の厚德を全うするを以て、孤が犬馬の年を究めん。此れ能くすること難きなるも、然も孤は固より衆人の難しとする所を行はんと欲す。詩(大雅「蒸民」)に曰く、「徳の輶(かろ)きこと毛の若きも、民に克く之を挙ぐるもの鮮(すくな)し」とは、此れの謂なり。故に此の令を為して、宮門に著し、左右をして共に志を觀せしめんと欲す。